## 議員提出議案第6号

## 松田正議員に対する辞職勧告決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月20日

広尾中斉内銀 高末田 泰 和 番 一 長 和 番 香 和 香

興法关保一一日日日日日日日日日日日日日日

## 松田正議員に対する辞職勧告決議

松田正議員は、令和4年度の政務活動費に係る県内宿泊費等の支出の必要性を裏付ける 政務活動一覧の提出を怠ったまま、当該年度の政務活動費関係書類一式の公表日を迎え、 必要性が不明確な県内宿泊費等について報道され、県民から不正な計上ではないかとの疑 念を招いた。その後、当初政務活動費として計上していた県内宿泊費等を返納しているも のの、自身の記録管理が杜撰であったことが原因で、説明がつかない政務活動費を計上し ていたものであり、公金である政務活動費を扱う上での認識が非常に甘く誠実さに欠け、 政務活動費制度の公正性に対する信頼を害したものである。

また、議員有志の活動組織であるゴルフ同好会において、自身が同好会の会計を管理できる立場にあることを利用して、約6年9か月もの間、会員から徴収した同好会の資金を常習的に着服していた。発覚後に同好会に対して返金を行ってはいるが、このような身勝手な不正を続けていたことは、規範意識が欠如していると断じざるを得ず、到底許されるものではない。

我々鳥取県議会議員は、県民の厳粛な負託を受けて県議会という県政における最高議決機関を構成するものであり、県民の模範として法令を遵守することはもとより、議員としてふさわしい品位や高い倫理観を求められる立場にある。被審査議員の行為は、このような議員としての責務に反することは明らかで、県民の信頼を裏切り、県議会の品位を大きく傷つけたものであり、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例に基づき設置された鳥取県議会政治倫理審査会における審査の結果、議員辞職の勧告を行うことが相当であると結論づけられたところであり、鳥取県議会議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

よって、本県議会として、松田正議員に対し、自らの責任の重さを真摯に受け止め、直 ちに議員を辞職されんことを勧告する。

以上、決議する。

鳥取県議会